

第6期報告書

(自 2017年4月1日～至 2018年3月31日)

事業報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

財産目録

監査報告書

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会

第6期 事業報告書

(自 2017年4月1日 ～ 至 2018年3月31日)

第6期(自2017年4月1日～至2018年3月31日)の事業が完了しました。事業の経過及び成果は次の通りであります。

(事業の経過及び成果)

2017年度のゴルフ場入場者数は、前年度に台風や地震の発生により減少した地域(北海道、九州)等が平年並みに回復したため全国的には2012年以降の平均入場者数である8,600万人台となりました。年々、天候要因等によって一時的に減少した入場者数を他の季節でリカバリーすることが困難な状況となってきております。また、「19歳～70歳未満者の入場者数」が、2010年に7,000万人台となつてから8年間で6,000万人台に減少した初年度となりました。反面、「70歳以上の入場者数」は、依然と増加傾向を示していますが、前年度対比の増加率では逡減傾向を示しています。以上のような状況は、今後、高齢化と総人口の減少により更に進むと考えられるため、ゴルフ界全体で抜本的な対策を講ずる必要が一層高まっていると判断されます。

また、全ての産業において雇用人材の不足は極めて深刻な状況となっており、特に人的サービスを根幹とするゴルフ場産業には経営そのものを揺るがす大きな問題として顕在化しつつあります。以上のような経営環境を反映して、本年度もゴルフ場の閉鎖が約40コース弱発生し、2010年度以降の累計で約200コースのゴルフ場が減少しました。

このような状況の中、弊協会では、諸課題の解決にはより多くのゴルフ場経営企業の結集が必要として会員増強に取組み、会員各位のご尽力により正会員6ゴルフ場の入会があり、3月末には正会員145、副会員70、賛助会員43、合計会員数258となり、徐々にではありますが増加しております。

2017年度事業については、「全国組織の唯一のゴルフ場経営者団体であることをより明確にし、ゴルフ場経営課題の解決に必要不可欠な組織」として、下記の基本方針の基に施策を実施しました。

第1点 市場活性化策の実施(ゴルフ人口減少への対応策の実施)

「新規ゴルファー創造」の最も効率の良い年齢層と考えられる「20歳代後半～30歳代前半のゴルフ参加率を10%強に引上げる」との「ゴルフ振興中期目標」等に対し、下記の具体的活動方針を実施致しました。

(1)「大学のゴルフ授業」充実に向けた産学連携協力の推進

「公益社団法人 全国大学体育連合」との「大学のゴルフ授業充実に向けた産学連携協定」(2016年6月)に基づき、大学のゴルフ授業修了者を対象にした課外授業としてのコースデビュープログラム「Gちゃれ」を会員ゴルフ場の協力を得て、本年度は本格稼働の初年度として下記の通り実施しました。

開催地域：1都8県 開催回数：39回 参加者数：515名

また、1大学の新規ゴルフ授業開始についてゴルフ授業の内容に即したゴルフ練習場及びゴルフ場の手配について支援しました。

(2)「ゴルフ団体間の連携強化」

「PGA」が実施する新規ゴルファー創造施策である「PGAゴルフデビュープログラム」(公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟(JGRA)、弊協会が三位一体となって実施)のテストマーケティングに参画しました。

また、新たに「公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会(JPGS)」が主催する「全日本アマチュアーズゴルフ選手権」の弊協会加盟ゴルフ場での開催を推進しました。尚、同協会とは、ゴルフ場経営の健全化との観点から、今後、更なる連携強化を図っていく予定であります。

(3) スポーツツーリズム・スポーツによるまちづくり・地域活性化

国の成長戦略の一つである「スポーツの成長産業化」(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円、2025 年に 15 兆円への拡大)との政策に即応した「ゴルフメジャー大会を契機としたスポーツ振興を核とした地域創生」モデルの構築を目指して地方自治体に折衝活動を展開致しましたが、次年度への継続事項となりました。

(4) ゴルフ関連企業の企画を推進援助

「ゴルフマジ！」(対象年齢 19 歳・20 歳)及び「楽ゴル」(対象年齢 20 歳代)の推進を援助しました。

第2点 ゴルフ場経営のコストダウン

2016 年設立された「ゴルフ場共済協同組合」によるコスト削減、「固定資産税・ゴルフ場利用税等の税制関連問題」、「経営資材のコストダウン」、「農薬の規制・排水基準」、「ゴルフ場環境セミナー開催」等の研究と普及活動を実施しました。

(1) 「ゴルフ場共済協同組合」の普及活動

2016 年 6 月に設立されて募集を開始した「ゴルフ場共済協同組合」の普及活動を同組合と連携して推進しました。

(2) 「ゴルフ場環境セミナー」開催等による啓発活動

コース管理により排出される木質バイオマスの熱利用、アメリカにおける水資源管理紹介、ゴルフによる健康寿命延伸等をテーマとする「2017 年度ゴルフ場環境セミナー」を開催しました。

(3) 「固定資産税・ゴルフ場利用税等の税制関連問題」

「固定資産税」に関しては、「現況課税」に改正(2009 年)された以降もゴルフ場側と地方自治体側の解釈に差異が生じていたため、訴訟が発生していました。この訴訟に対し、情報提供とアドバイス活動を展開した結果、ほぼゴルフ場側の主張に即した和解が成立しました。

また、「ゴルフ場利用税」問題については、「ふるさと納税」推進等により地方自治体の財源確保に協力するとの姿勢を示し、地方自治体の本税廃止への抵抗を和らげる活動を提唱して他団体と廃止活動を行いました。再度長期検討課題との決定となりました。

(4) 「雇用状況実態調査」及び弊協会としての対応策の立案

超高齢社会を迎え、全産業において労働力不足が新たな経営課題になっており、特に人的サービスを根幹とするゴルフ場経営にとっては極めて深刻な問題となっています。また、政府は「働き方改革実行計画」を発表して「同一労働同一賃金」、「長時間労働の是正」、「高齢者の就業促進」等々を実施するとしています。

以上のような背景により、労働力不足や「働き方改革実行計画」への対応策を検討するために実態調査を実施するとともに、実態調査のデータに基づいて、下記の対応策を発表しました。

【短期的対応策】

1. 「同一労働・同一賃金など非正規雇用の処遇改善」による雇用対策

厚生労働省の委託を受けた「PwC コンサルティング合同会社」によるゴルフ場職務評価分析により得られた知見に基づき、「同一企業内の同一労働・同一賃金」を実現させるセミナー等の開催と啓発活動を展開しました。

2. 「ゴルフ場産業高齢者雇用推進ガイドライン」の策定事業の着手

2018 年度・2019 年度の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」による補助金事業に応募し、ガイドラインの策定及びセミナー開催などによる啓発活動を実施することとしました。

【中長期的対応策】

1. 「外国人材の受入れ」について

行政庁に対し、「外国人技能実習制度」にゴルフ場産業の一部職種に関して認可を得る可能性を打診するとともに、それを実現させるための基礎となるゴルフ場業界の総意を結集できるようにデータ収集や広報活動を実施します。

2. IT化（IoT化）についての研究

省力化を目指したIT化（IoT化）について、ゴルフ場関連のコンピューターソフト企業や関連機器企業との連携を模索します。

3. 「長時間労働の是正」について

今後、法令等の整備状況に応じて、専門家を交えて対応策を検討し、啓発活動を行います。

(5) 「乗用カート」事故対策の啓発活動

「自走式乗用カート事故」の一因がゴルフ場の酒類提供によるとして争われた裁判の判決を受け、事案の解説・ゴルフ場として事故を未然に防止する措置・万が一事故が発生した場合の補償制度等をゴルフ場経営雑誌等に発表して、啓発活動を実施しました。

また、「乗用カート」による事故が多発しているとして、消費者庁からの「乗用カート」の普及状況、ゴルフ場の安全対策、及び、事故への補償制度等の調査に対応いたしました。

第3点 預託金償還問題

全ゴルフ場の約8割を占める預託金制ゴルフ場の預託金償還対応策の検討が依然として必要であること、及び、ゴルフ会員権に関するゴルファーへの啓発活動も重要であると考え、研究活動を合わせて展開しました。

また、中部地区以西において依然として頻発する「預託金償還ビジネス」について、弊協会が情報交換のハブステーションとして対象ゴルフ場のサポートを務める活動を行いました。

以上の重点活動課題に加え、「河川敷委員会」において冠水被害軽減対策や河川敷占有料に関する情報交換を行ったほか、経営コスト削減策の紹介として大型合併浄化槽の電気使用料抑制を目指した「二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金」や全国商工事業協同組合連合会による高速道路料金削減を目指した「ETC 大口割引カード」の案内、及び、「情報収集・提供事業」として「NGK だより」を隔月発刊しました。

以上により、経常収益計は、「受取会費 18,120 千円」「事業収益 2,266 千円」等により、前年度比 1,412 千円増加の 20,563 千円となりました。また、事業費は、「経営対策事業 7,495 千円」、「税・労務対策事業 984 千円」、「河川敷適正化事業 524 千円」等々により、前年度比 873 千円減少の 20,779 千円となりました。管理費は前年度比 302 千円増加の 16,003 千円となり、事業費・管理費の合計である経常費用計は前年度比 571 千円減少の 36,782 千円となりました。

また、「会員契約適正化事業」については、ゴルフ場の新規開設による債務保証案件はなく、会員権に関する相談業務 22 件により発生したコストについて 689 千円を計上しました。

以上の結果、正味財産期末残高は前年度末比 16,219 千円減少の 136,552 千円となりました。

1. 総会

日時：2017年5月25日(木曜日)

場所：インテリジェントロビー・ルコ 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂 MN ビル

以下の事項を決議して閉会した。

1. 第5期（2016年4月1日～2017年3月31日）の事業報告書及び決算報告書の件
2. 第6期（自 2017年4月1日～至 2018年3月31日）事業計画書及び正味財産増減予算書の件
3. 定款一部変更の件
4. 理事25名選任の件
5. 監事2名選任の件

2. 理事会

第1回 2017年4月19日 第2回 2017年5月25日 第3回 2017年7月19日
第4回 2017年11月15日 第5回 2018年2月14日

3. 委員会及び部会

(1) 総務委員会

第1回 2017年4月19日 第2回 2017年7月19日
第3回 2017年11月15日 第4回 2018年2月14日

(2) 経営対策委員会及び部会

第1回 2017年12月2日

*ゴルフ市場活性化部会

第1回 2017年11月21日

(3) 河川敷ゴルフ場委員会

第1回 2017年11月9日

4. 会員数

| | 2017年3月31日 | 期中入会 | 期中退会 | 2018年3月31日 |
|------|------------|------|------|------------|
| 正会員 | 145 | 6 | 6 | 145 |
| 副会員 | 67 | 6 | 3 | 70 |
| 賛助会員 | 39 | 5 | 1 | 43 |

5. 主たる事務所及び事務局の構成

(1) 主たる事務所

東京都千代田区神田司町2-7-6 鈴木ビル3階

(2) 事務局の構成

I. 理事 25名（うち常勤1名＝専務理事1名）

II. 職員数 3名〔内訳：事務局長1名、女子職員2名〕

6. 主たる事業内容

(1) 会員制適正化事業

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という）第13条に基づき通商産業大臣（現：経済産業大臣）より指定を受けた「会員制事業協会」として、次のような業務を実施しました。

I. ゴルフ場事業に関する拠出金に係る債務の保証

- ① 2018年3月末までの保証委託契約の申し込みを受けた案件はありません。
- ② 2018年3月末における保証書の発行実績、保証債務残高はありません。

II. ゴルフ場・会員等からの相談の処理

適正化法に基づく「ゴルフ場の会員等からの相談の処理」に係る2017年4月1日～2018年3月31日までの実績は22件でありました。

尚、相談業務の特徴は、預託金償還についての問い合わせが約半数を占め、相談者はゴルファー、ゴルフ場、会員権業者、消費者センター、マスコミ関係者等、多岐に及びました。

III. 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の周知徹底

会員募集を未届で実施していたゴルフ場に対して指導を行いました。

(2) 会員増強対策事業

新規入会は、正会員6、副会員6、賛助会員5の入会がありました。

(3) 経営対策事業

I. 「全日本アマチュアゴルファーズ選手権」予選（トーナメント事業）

2016年7月にJPGSとの意見交換会を開催し、今後、両団体の連携を強化していくこととなり、2017年度のJPGSが主催する標記競技の予選会を会員ゴルフ場にて開催しました。

II. 部会活動

① 市場活性化部会

「大学のゴルフ授業充実に向けた産学連携」事業としてゴルフデビュープログラム「Gちゃれ」を会員ゴルフ場の協力を得て、1都8県で39回開催し、515名の大学生が参加しました。また、「若年層ゴルファー創造企画 ゴルマジ！」並びに「楽ゴル」に関し、全国のゴルフ場に参画を呼び掛ける活動を実施しました。

② ゴルフ会員権研究部会

「預託金償還ビジネス訴訟」に直面するゴルフ事業者に対し、情報の提供と対応策のアドバイスをを行いました。

③ エコ対策部会(エコ対策エネルギーコスト削減事業、緑のカプセル推進事業)

「公益社団法人 ゴルフ緑化促進会」との協調事業として、コース管理により排出される木質バイオマスの熱利用、水資源管理、健康寿命延伸等をテーマとする「2017年度ゴルフ場環境セミナー」を開催しました。

III. 「ゴルフ場共済協同組合」の普及活動

「中小企業等協同組合法」に基づき経済産業省・文部科学省の認可を得て2016年6月の設立された「ゴルフ場共済協同組合」の広報活動を実施し、ゴルフ場の経営コスト削減を目指しました。その結果、2018年3月末の契約件数は、賠償責任共済33件、包括火災保険22件となりました。

(4) 税・労務対策事業

「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場数・利用者数等」を発刊したことに加え、「ゴルフ場利用税」の撤廃に向けた活動を他団体と連携で行いました。

「雇用状況実態調査」を実施してデータを発表するとともに、弊協会としての労働力不足への短期的・中長期的対応策を発表致しました。

また、「働き方改革実行計画」による「同一労働・同一賃金など非正規雇用の処遇改善」を目指した事例研究に基づく啓発活動をコンサルタント企業の援助の基に実施しました。

なお、2018年4月施行の「無期転換ルール」についての広報活動も実施しました。

(5) 河川敷適正化事業

利根パークゴルフ場(茨城県)において委員会を開催し、河川敷ゴルフ場の冠水被害軽減策や「河川敷地占用許可基準」等に関する調査・研究等を実施しました。

(6) 情報収集・提供事業 及び 関連団体交流促進事業

「情報収集・提供事業」としては「NGK だより」を隔月発行すると共に、ゴルフ場経営上の情報及び行政からの情報配信やアンケート依頼について、会員又は非会員に対して実施しました。

(7) 関連諸団体との協調事業

I. ゴルフ市場活性化委員会(通称:GMAC)の活動

ゴルフ関連産業6団体及び有識者との連携により、「はじめよう、続けよう、もっとゴルフを」をスローガンにゴルファー拡大策の検討や情報交換を行いました。

II. 日本ゴルフサミット会議(16団体)の活動

1月、7月、11月に開催され、参画17団体の統一テーマとして「ゴルフ振興中期目標」「選手強化」「ゴルフのイメージアップ」を決定したほか、ゴルフ場利用税廃止運動、国家公務員倫理規程の改正を掲げ、参加団体ごとに活動を実施しました。

(8) 地域活動

各地域において、定例会、総会を開催し、会員相互の情報交換、地域活動等を行い、ゴルフ場経営問題の解決に向けて活動しました。

(9) その他

7. 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び付属明細書(財産目録を含む)は、別記の通りです。

2018年5月24日

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会
理事長 手塚 寛